

第2章 計画の基本理念と基本目標

国が提唱する子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向け、大阪市では2018（平成30）年に、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を基本理念とし、「みんなで支えあう地域づくり」、「新しい地域包括支援体制の確立」を基本目標として、「大阪市地域福祉基本計画」を策定しています。

一方旭区では2018（平成30）年3月に、「安心して住み続けられるあたたかいまち旭区」を基本理念として「旭区将来ビジョン2022」（以下「将来ビジョン」という。）を策定し、旭区のめざすべき将来の姿をまとめております。この将来ビジョンは、子育て支援の充実などの「安心して子育てできるまち」、誰もが暮らしやすいまちづくりの取組などの「やさしさあふれるまち」、コミュニティ活性化のための取組などの「活力あるまち」、防災体制の充実などの「安全に暮らせるまち」の4本の柱から成り立っています。

今回策定する旭区地域福祉計画はこれらの視点に立ち、基本目標として「地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い支え合うことで、社会的に孤立するような状況を防ぐことができるような地域づくり」と、「支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現」と定め、大きく分けて以下の4項目の福祉的課題について取り組みます。

1 地域における見守り活動の充実

地域における見守り活動を支援し、地域住民一人ひとりが支え合える関係づくり、社会的孤立^{*}の防止に向けた取組。

2 災害時における要援護者^{*}への支援

避難行動に支援を必要とする人に対する確な対応が行えるよう、地域福祉の観点から防災体制の充実に向けた取組。

3 相談支援体制の充実

複合的な課題を抱えた人に対する支援を図るため、相談支援機関、地域、区役所が

一体となった総合的な相談支援体制の整備。

貧困や障がいを経験している人を発見し、適切な支援につなぐしくみを構築するための学校と地域と区役所が連携した取組。

4 権利擁護*支援体制の強化

個人としての尊厳が重んじ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、虐待の未然防止や早期発見に対する取組。

認知症、精神障がい、知的障がい等により判断能力が不十分な人の意思決定を支援し、本人が選択する機会を確保するため、成年後見制度*の利用に関する相談や利用促進に向けた取組。

第3章 現在の取組状況

1. 地域における見守り活動の充実

(1) 地域での見守り活動

近年問題視されている、いわゆる「社会的孤立^{*}」は、単身の高齢者のみならず、不登校やひきこもり^{*}などの課題を抱えた多人数世帯（2人以上の世帯）にも起こっています。また、必ずしも長期間にわたり社会との接触がない状態ではなくても、疾病や失職などをきっかけに、突如として社会との接点を失うこともあります。

本来何らかの支援が必要でありながらそれを求めることができない、あるいは自らの意思で支援を求めない人たちを、いかに社会から孤立させずに支えられるかが社会的課題となっています。

旭区では、従来から民生委員が普段から気になる単身高齢者等を訪問したり、地域で独自に見守り活動を続けたり、あるいは、ふれあい喫茶や高齢者食事サービス、なにわ元気塾や百歳体操等の介護予防の取組を通じて、地域による見守り活動を展開されているところです。

また、2015（平成27）年4月に「旭区見守り相談室」（以下「見守り相談室」という。）を設置して以来、旭区内の要援護者^{*}に該当する人に対して同意の意思確認をしたうえで「地域における要援護者^{*}の見守りネットワーク強化事業」（以下「見守りNW事業」という。）の要援護者^{*}名簿を作成し、地域振興会や民生委員と情報共有して見守り活動を行っていますが、このような見守り活動をどのように継続・発展させ、地域での社会的孤立^{*}をいかに解消するかが課題となっています。

なお、「見守り」は手助けを必要としている人だけに限定されるものではなく、緊急事態は誰しものが起こることが想定され、その備えとなる対応を考えておく必要があります。特に外出時における発病や事故の際に、自分の氏名や緊急連絡先が不明なために適切な対応が遅れることがあり、万が一の備えとして自ら受け答えができない場合でも身元等が速やかに伝わるしくみが必要です。

2006（平成18）年4月に策定された「旭区地域福祉アクションプラン（あさひあったかまちづくり計画）」では、緊急時の連絡先や主治医を記入した「お守りカード」の携帯を奨める取組を始め、現在でも継続されています。しかしながら、社会情

勢や地域をとりまく状況の変化にともない、カードに記す内容や、携帯方法などを変更させる必要もあり、今後いかに発展させるかが課題となっています。

(2) 子ども・子育て世代に対する見守り活動

旭区では、主任児童委員、民生委員が中心となって小学校 10 校下すべての地域において「子育てサロン」を開催しており、身近な地域で乳幼児とその保護者が楽しく遊べ、子育ての悩みを相談でき、仲間づくりができる場になっています。

さらに、旭区では子ども・子育て世代に対する見守り活動をすすめる取組として、2014（平成 26）年 3 月に区役所と区社協が事務局となり、旭区内の子育て支援機関や団体が相互に連携・情報交換し、地域ぐるみで妊娠中及び子育て中の家庭を応援する「あさひ子育て安心ネットワーク会議」（以下「キッズネット」という。）を設立し、「顔の見える関係」を築いてきました。

キッズネットでは見守り活動の一環として、子どもの受診状況やかかりつけの医療機関等や通っている保育施設や幼稚園が記録できる「あさひキッズカード」を発行し、保護者への声掛けのきっかけとなるツールとして、旭区内の未就学児全員に普及するよう取組をすすめています。

また、2018（平成 30）年度には「キッズネット推進モデル事業」を実施する中で、保育施設や幼稚園、医療機関、子ども・子育て支援関連事業所などを対象に、相談や見守りを行う「キッズサポートステーション」としての協力を求め、身近な地域での拠点とする取組をすすめています。

2019（平成 31）年 4 月から、大阪市全体の取組として「大阪市版ネウボラ」を実施しています。ネウボラとはフィンランド語で「アドバイスする場所」という意味であり、妊娠期から就学前まで切れ目なく子どものすこやかな成長・発達について気軽に相談できるように、地区担当保健師が寄り添い、保護者や家族などと顔の見える関係を築くことができるように取組をすすめています。

(3) 地域における要援護者^{*}の見守りネットワーク強化事業

少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化、地域における生活課題は「複雑化・多様化・深刻化」がすすんでおり、支援につながらず地域に埋もれている要援護者^{*}に対する支援の必要性が大きくなっています。このような状況を踏まえて、大阪市内

は、誰もが安全安心に暮らせる地域社会の実現に向けた、見守りNW事業が始まりました。旭区においても区内全域に面的なネットワークを有する旭区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）に見守り相談室を設置して事業展開しています。

この見守りNW事業は、①要援護者^{*}名簿にかかる同意確認・名簿整理、②孤立世帯等への専門的な対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見を行う3つの機能を有しており、①の「要援護者^{*}名簿に係る同意確認・名簿整理」については、地域への情報提供に同意された要援護者^{*}の名簿を作成し、地域の見守り活動に活用されています。

②の「孤立世帯等への専門的な対応」は、「見守り相談室」に見守り支援ネットワーク（コミュニティソーシャルワーカー^{*}）を配置し、要援護者^{*}名簿登録への呼びかけに返信のない人への訪問などをきっかけとして、セルフネグレクト^{*}のように本来支援が必要な人にはアウトリーチ^{*}（積極的な働きかけ）を重ね、必要に応じて区役所、区社協、地域包括支援センター^{*}（以下「包括支援センター」という。）、障がい者基幹相談支援センター^{*}（以下「基幹相談センター」という。）などと連携して積極的に関わりを持つようにし、援護を必要とする人を支援するよう取り組んでいます。

③の「認知症高齢者等の行方不明時の早期発見」は、認知症高齢者、若年性認知症や認知症の疑いにより行方不明になる恐れがある人が、実際に行方不明になった場合に、氏名や特徴などの情報を地域の協力者にメール等で配信して早期発見につなげるものです。

こうした見守りNW事業の取組は福祉のまちづくりに大きく寄与するもので、継続して事業展開する必要があります。

2. 災害時における要援護者^{*}への支援

災害発生時において、高齢や障がいを理由として支援を必要とする人について、個別の状況に応じた対応が求められる中、避難所までの移動に関する支援、避難所生活を送るうえでの支援、福祉避難所の立ち上げ、医薬品や医療器材等の確保など、地域や関係機関との連携を図りながら具体的な対応手順を構築する必要があります。

特に、直近で発生した2018（平成30）年6月の大阪北部地震や、同年9月の台風21号による被害など身近に災害が発生しており喫緊の課題として備える必要があります。

ます。

旭区では、2018（平成 30）年 12 月に旭区地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）が主催する「和んで座談会」*において、障がいがある人や民生委員、地域の防災リーダーなどが参加し、その年に起きた災害時の出来事や意見を話す機会を設けました。

ここでは、避難所に関する意見が多く出され、「避難所がどこか分からない」「どの段階で避難所に行けばよいのか」という避難所に対する基本的な疑問から、「避難所に行くことが不安」「避難所での障がい者への配慮はあるのか」「避難所に行くこと自体が難しい」などの、避難行動に対する支援方法や配慮に関する意見、「地域の防災訓練に（障がい者も）参加したい」などの積極的な意見や「避難所に行けない場合の在宅避難についても考えて欲しい」などの意見もあり、要援護者*への情報の周知や要援護者*に対する支援の在り方についての課題が浮き彫りになっています。

和んで座談会*・・・旭区地域自立支援協議会が主催し、誰もが暮らしやすいまちづくりをめざして、障がいのある人やその家族及び支援者が集い、意見交換や情報交換、学習や交流ができるようなイベントを開催。

3. 相談支援体制の充実

（1）生活困窮者自立支援制度との連携

平成初期に起こったバブル経済の崩壊以降、長期にわたって景気低迷が継続し、さらには 2008（平成 20）年に発生した「リーマンショック*」の影響により、いわゆる「ワーキングプア*」と呼ばれる低賃金の非正規雇用労働者やニート*やひきこもり*の若者の増加、失業や疾病による突発的な離職などにより生活困窮に陥っている、または陥る可能性のある層の増加が見られ、貧困の連鎖*の問題も深刻化しています。

こうした状況の中、最後のセーフティネット*である生活保護に至る前の段階から、あるいは生活保護から脱却し自立した人が再び最低限度の生活基準を下回ることがないように、困りごとや不安に対する相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習などさまざまな面で支援できるよう「第 2 のセーフティネット*」を充実・強化することを目的として、2015（平成 27）年 4 月から生活困窮者自立支援法が施行されました。

旭区では、2015（平成 27）年度に区役所に「くらし相談窓口」を開設し、求職活動や借金問題の相談、社会とのつながりが無いなどの生活に関する困りごとや不安を抱えている場合に相談いただくよう呼びかけ、支援者と相談者が一緒に考えながら具体的なプランを作成するなど、個別の状況に合わせて伴走型の支援を行い、社会的孤立^{*}の防止を図り自立に向けた支援を行っています。

旭区の「くらし相談窓口」では、開設以来多数の相談を受けています。相談者世帯の多くが、経済的困窮と病気などの複数の課題を抱えているとともに、切迫した状況で相談に来られることが多く、早期に支援につなげることが課題となっています。

（2）複合的な課題を抱えた人への支援

今まで個別の福祉課題については、高齢者・障がい者・児童等、それぞれの施策分野で解決策を考える傾向があり、他の分野と共に一体的に解決策を検討することは単発的にはありましたがごく少数でした。

現在、少子高齢化や地縁・血縁の希薄化がすすむ一方で、生活スタイルや価値観、ニーズの多様化・複雑化により、一つの施策分野だけでは解決できないような福祉課題に遭遇する機会が増えています。代表的なものでいえば、いわゆる「8050（ハチマルゴーマル）問題^{*}」と呼ばれるもので、80代の親が50代の「子ども」の生活を支える中で、「子どものひきこもり^{*}」が長期間続いた状態で親が高齢化するため、それぞれの福祉課題を抱えている状態を示します。徐々に衰えていく親への介護支援を中心としたアプローチと、社会に出られない「子ども」への社会的な自立を中心としたアプローチとの2つのアプローチが必要となりますが、それぞれの福祉課題をそれぞれで解決させるのではなく、その家庭全体が抱える福祉課題に対する解決策に取り組む必要があります。こうした複合的な課題を有する世帯や個人に対しては、既存のしくみだけでは解決させることは難しく、施策分野を横断的かつ包括的に相談・支援を行う相談支援体制の充実が求められています。

大阪市では、2017（平成 29）年度から3区をモデルケースとして相談支援機関・地域・行政機関が一堂に会する「総合的な支援調整の場（つながる場）」（以下「つながる場」という）を開催するなどの「相談支援体制の充実」に向けた取組を始めています。

旭区においても2019（平成 31）年4月から「つながる場」の開催に向けた準備

をはじめ、区役所が「調整役」となって、包括支援センターや基幹相談センターと協力し、今後の「つながる場」のあり方等について検討を行うコアメンバー会議と、随時事例を検討する個別ケース会議を開催しています。

(3) 子どもの貧困対策との連携

2016(平成 28)年の厚生労働省「国民生活基礎調査」によると、相対的貧困率^{*}(文化水準、生活水準と比較して困窮した状態)は 15.7%となっています。また、子どもの貧困率は 13.9%になっており、7人に1人の子が貧困状態にあるといわれています。

子どもの貧困は、物的資源(現金やサービス等)の欠如、ソーシャルキャピタル(近隣や友人等、つながり)の欠如、ヒューマンキャピタル(教育レベル等)の欠如が複合的に絡んだ社会問題であり、教育を受ける機会や社会参加が制約される原因にもなり、放置することによって「貧困の連鎖^{*}」を生じさせ、ひいては社会全体の損失にもつながります。

旭区では、2014(平成 26)年より「あさひ学び舎(まなびや)事業」を実施し、様々な要因により学習・生活習慣を身につける機会を逸している中学生に対して、学習支援やコミュニケーショントレーニングを行うことにより、生活力の向上と高等学校への進学を支援しています。目的は学力の向上だけではなく、調理実習や各種講座などの機会を設け、仲間と一緒に時間を過ごす「居場所」にもなっています。また、本事業を通じて高等学校等に進学した子どもについては、自習室を提供し学習及び相談支援を行うとともに、毎月電話や訪問等で現状を確認し、中途退学を防止する取組も行っています。

また、生活困窮に至っている家庭については、保護者の就労形態が不安定であることが多く、子どもの職業観の欠如や就労意欲の低下につながり、貧困の連鎖^{*}が生じる傾向にあります。旭区では 2019(令和元)年度より「中・高生自立育み事業」を実施し、「あさひ学び舎事業」等に参加している中・高生を対象に様々な職業人と直に接し、それぞれの持つ職業観や実際の職場環境に触れることにより、自立心や自尊心、自己肯定感を育み、自らの「将来」や「仕事」に対する興味を持つことができるよう支援を行っています。

子どもの貧困対策や子どもの居場所づくりの取組にこども食堂があげられます。こども食堂は、社会福祉法人、NPO法人^{*}、地域住民が中心となって、無料もしくは

は低額で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場のことで、旭区でも徐々に増えています。こども食堂では、一人きりでご飯を食べる「孤食」から脱却し、信頼できる大人がいる場所で温かいご飯を大勢の人がいる中で楽しみながら食べることができ、また食事の提供のみならず、子ども同士や保護者同士、子どもと大人のコミュニケーションの場、地域の人たちにとっての居場所にもなっています。

旭区では、2020（令和2）年2月末時点では8か所で運営されており、こうしたこども食堂を運営する団体が情報や課題の共有ができるよう「旭区こども食堂ネットワーク会議」を年6回開催し、また、運営に対するアドバイスや、こども食堂での学習支援や必要な教材等の配備について支援を行っています。

また、生活困窮に至っている家庭に対し、子どもの学習習慣の定着や規則正しい生活リズムの獲得について、いかに支援するかが課題となっています。

4. 権利擁護*支援体制の強化

（1）虐待防止の取組の推進

個人の尊厳を冒す権利侵害である虐待の防止及び早期発見・対応の取組は、「将来ビジョン」における「安心して住み続けられるあたたかいまち」を実現させるしくみとして不可欠です。

児童虐待の防止については、児童福祉法に定められた、①要保護児童、②要支援児童、③特定妊婦等に対して適切な支援を図るために、関係機関・関係団体及び児童福祉に関する職務に従事する者などによって構成される「旭区要保護児童対策地域協議会」（以下「要対協」という。）を設置し、その中で情報や考え方を共有することで、協働・連携・役割分担を図っています。また、区役所では、子育て支援室と地域担当保健師の連携強化のために組織改編を重ね、虐待防止の機能強化をすすめています。

さらには、児童虐待の未然防止や早期発見のためには地域や関係機関の協力が必要不可欠であることから、地域の子ども・子育てに関するネットワークである「キッズネット」も重要な役割をはたしており、この双方の機能が円滑に稼働できるよう、地域と関係機関と区役所が一体となって児童虐待防止に取り組んでいます。

高齢者や障がい者に対する養護者*による虐待は、同居の家族による場合が多く、主に介護疲れや認知症や精神疾患等の病気への理解不足が原因であることが多いと

されています。日常生活の中で、知らず知らずのうちに虐待に至る場合が多く、どこにでも誰にでも起こる可能性があります。虐待をしている側も受けている側も虐待に関する意識が低く、外から見えにくい家の中で起きるため、家族（養護者[※]）が地域で孤立したまま深刻な事態に陥ることがあります。

旭区では、高齢者・障がい者の虐待防止の適切な実施を図るため、行政、関係機関、関係団体及び福祉・医療に携わる人が、高齢者・障がい者虐待を取り巻く状況や考え方を共有し、有機的に連絡協力できる体制を強化するために「旭区障がい者・高齢者虐待防止連絡会議」を設けています。また、実際に虐待案件が発生した場合は、区役所をはじめ包括支援センターや基幹相談センター、医療機関や福祉事業所等と協力して情報収集し、場合によっては弁護士、司法書士や福祉士などの専門職の助言を受けながら会議を重ね対応策について協議しています。

また、虐待の早期発見や未然防止のために、介護や医療的ケアに関する相談や認知症や精神疾患等に対する理解を深める研修や学習会を実施し、パンフレットやリーフレットの配布等による広報などの周知活動を行っています。

（2）成年後見制度について

権利擁護[※]のもう一つの取組として、成年後見制度の利用促進があげられます。

成年後見制度とは、認知症、精神障がい、知的障がい等より判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた成年後見人[※]等が本人に代わって不動産や預貯金などの財産を管理したり、福祉サービスの利用や施設入所、病院の入院などの手続きや契約を行ったりすることで、その人の生活を支援する制度のことです。

2016（平成 28）年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されたことにより、大阪市では「成年後見制度利用促進基本計画」として権利擁護[※]支援の地域連携ネットワークの構築のためのしくみを作り、広報・相談・制度利用促進・後見人支援等の各機能の整備を図っています。

大阪市では、認知症、精神障がい、知的障がい等により判断能力が不十分なひとに対して日常的な金銭管理や通帳等の預かりサービス、福祉サービスなどの利用援助など、地域での自立した生活を支援することを目的として、大阪市社会福祉協議会が「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」を行っています。この事業は、本人との契約に基づいた利用となるため、契約行為が困難となっている人や生

活面全般についての支援を必要とする人などは、成年後見制度の活用が必要になります。

成年後見制度には法定後見制度^{*}と任意後見制度^{*}がありますが、法定後見制度^{*}は、本人を含め、4親等内の親族により家庭裁判所に申立てを行うことにより成年後見人^{*}等（成年後見人^{*}・保佐人^{*}・補助人^{*}）が選定されます。

ただし、家庭裁判所への申立ての手続きが煩雑であり、本人や親族の高齢化、単身世帯の増加、親族関係の希薄化など、本来、成年後見制度を必要とするものの、申立てができない人がまだ多く潜在しているのが実態です。

また、区役所や相談機関などで受ける成年後見制度の相談内容は、金銭や契約上のトラブルを抱えている場合や養護者^{*}により経済的な虐待を受けている場合など、社会生活上に支障が出た段階の相談がほとんどです。本来、権利擁護^{*}の支援は、このような問題を未然に防ぎ、個人としての尊厳が重んじられその尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、本人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保することを目的としていますが、まだ制度自体の認知度は高くなく、問題が露呈してから利用を検討する 경우가少なくありません。

4章 今後の取組について

1. 人権が尊重され共に暮らすことができるまちづくり

子どもも高齢者も障がいのある人もない人も、すべての人は人間としての尊厳を持ち、年齢や性別、国籍、社会的立場などの違いに関わらず、人権という基本的な権利を生まれながらにしてもっています。

「将来ビジョン」の理念である「安心して住み続けられるあたたかいまち」の実現に向けて、一人ひとりが尊重され、また、お互いに尊重し共存できる地域社会づくりをめざすため、研修や啓発の取組をすすめます。

2. 見守り支援体制の充実

(1) 地域における見守り体制の充実

見守りには、直接訪問や電話などで安否確認をする積極的な方法の他に、近隣の様子を気にかけるだけの「ゆるやかな見守り」があります。まちなかや玄関先で出会った時の簡単な挨拶や、顔が見られなくても洗濯物が干されているかどうかや郵便物がたまっていないか、回覧板が滞りなく回っているかを意識して確認するなど、一人ひとりが少しの気づかいで実現できる、無理のない範囲の「ゆるやかな見守り」が社会的孤立[※]を防ぐ有効な手段であり、旭区全体に広げていくことが必要です。

区内にも誰もが利用できる居場所が増え、それにかかわる人材が増えることで、旭区における見守り支援をより拡充することにもつながることから、見守り支援の必要性についての啓発や担い手の人材育成に取り組みます。

また、地域における見守りの拠点ともいえる「見守り相談室」の見守り支援ネットワーク（コミュニティソーシャルワーカー[※]）の存在と役割の認知度を高めるため、広報紙等を通じて積極的に広く周知します。

さらには、外出時における万が一の備えとしての「お守りカード」について、携帯方法や記載する情報を精査し、新たな「お守りカード」を作成し広く普及させる取組を行います。

(2) 支援を必要とする子ども・保護者へのアプローチ

本来支援を必要としている子どもや保護者の中には、様々な理由により社会資源を活用できていない場合や、相談窓口を知らないため、誰にも相談できずに孤立してしまっている場合があります。

このような子どもや保護者に対し、積極的なアプローチをかけて、相談窓口などの関係機関や地域等と関わりを持つ機会を増やし、社会資源の活用につなげられるよう働きかけるために、2020（令和2）年度から未就学児を対象にした「あさひ子育て見守り事業」、小中学生を対象にした「大阪市こどもサポートネット事業」を実施します。この制度により着実に相談支援につなげる体制づくりをめざします。

(3) 居場所の充実

妊娠中の不安や子育ての不安を解消するための居場所、子どもの引きこもりや不登校などの孤立化を防ぐための居場所づくりに取り組みます。

また、妊娠期や子育て支援等の既存事業の拡充や、新たな子育て世代に対する支援や学習の機会を設け、育児の孤立化や育児不安を解消することにより児童虐待の防止を図ります。

3. 防災体制の充実

(1) 災害時避難所（一般の避難所）の要支援者への配慮について

災害が発生し自宅で生活を続けることが困難になった時の避難所利用について、障がい等を理由に避難所への到着が遅れる場合や避難すること自体が難しい場合が想定されます。

避難所生活が続く場合は、避難所にいる全員がお互いに気を使いながら過ごす必要がありますが、車いすを使用する人や視力障がいがあり移動に一定の配慮が必要な人、聴力障がいがあり情報入手に配慮が必要な人など、一般の災害時避難所における運営において支援を必要とする人への配慮や、個別のスペースを確保する必要がある人に対する災害時避難所内における福祉避難室の設置などの配慮事項について、避難所運営マニュアル作成に取り組みます。

(2) 福祉避難所

障がい、高齢、病気等で入院や施設入所する必要はないものの、一般の避難所では生活に支障をきたす人たちのために、何らかの特別な配慮がなされている避難所を福祉避難所といい、現在旭区内で 11 か所の福祉施設と協定を結んでいます。

福祉避難所は災害発生時に直ちに開設するものではなく、一般の災害時避難所の状況と協定を結んでいる福祉施設の受入れ可能な状況を鑑みて、一般の災害時避難所から移動するものであり、その立ち上げ手法や運営マニュアルを策定し円滑に運営できるように取り組みます。

(3) 自立支援協議会における活動

自立支援協議会では、今後も「和んで座談会」を開催し、防災をテーマに障がい者や高齢者などの避難行動に支援を要する人の意見をとりまとめ、当区の防災施策に反映するよう取り組みます。

また、障がい児・者の福祉事業所や関係機関が災害時に協力できるよう、地域で実施する防災訓練に参加するなど、地域との連携を強化します。

4. 相談支援体制の充実

(1) 複合的な課題を抱えた人への支援

一つの分野だけでは解決できないような複合的な福祉的課題を有する世帯や個人に対して、施策分野を横断的かつ包括的に相談・支援を行う相談支援体制の充実が必要です。

各相談支援機関、サービス提供事業者等、地域における民生委員等が相談窓口になった、既存のしくみでは支援が難しい事例については、区役所の各分野の担当によって「つながる場」につなぎ、各施策分野の関係者が一堂に会し、総合的に支援方針を検討・共有することができるよう、相談支援機関・地域・行政が一体となり、複合的な課題を抱えた人に対する「相談支援体制の整備」をすすめます。

(2) 生活困窮者自立支援制度の推進

経済的な問題を抱えている人や、今後貧困に陥る可能性のある人たちの相談窓口として、気軽に相談に訪れることができるよう「くらし相談窓口」の活用について、区の広報、ポスターやビラ等の活用により積極的に周知を行います。

また、受動型の「待ち」の窓口ではなく、区役所の窓口や旭区見守り相談室、包括支援センターや基幹相談センターなどと連携し、積極的にアプローチを行う窓口として潜在的に支援を必要とする人や支援拒否をする人などに対するアウトリーチ^{*}機能を強化します。

さらに問題点の適切な解決を導くためには、当事者からの相談だけではなく区社協をはじめとした各分野の相談機関や民生委員をはじめとした地域住民とのつながりが重要であることから、関係機関の連携強化に努めます。

(3) 子ども・子育てに関する相談支援体制

子ども、子育てに関する悩みや相談内容は多岐にわたり、それによって行政機関の相談窓口が違うために分かりにくいことや、相談に出向くこと自体に「壁」を感じていることから、必要な社会資源につながっていない場合があります。大阪市版ネウボラの実践として、区役所の地域担当保健師が母子手帳の交付時に顔を合わせたり、子育てサロンなど子育て関連の場に定期的に参加をしたりして顔の見える信頼関係を築き、悩みなどを気軽に相談できる環境を整え、必要な相談窓口につなぐような体制づくりをすすめます。

(4) 子どもの貧困対策との連携

子どもの貧困の原因とされている、物的資源（現金やサービス等）の欠如、ソーシャルキャピタル（近隣や友人等、つながり）の欠如、ヒューマンキャピタル（教育レベル等）の欠如に対応した施策を展開する必要があります。

経済的な原因等による家庭の問題について、区役所、区社協、地域や子ども関係の団体が連携し情報を共有することにより必要な相談窓口や社会資源、福祉サービスにつなげることができるよう体制づくりをすすめます。

また、子どもの自立する力や規則正しい生活リズムを獲得できるような施策の検討をすすめます。

(5) 教育と福祉の連携について

学齢期^{*}における子どもが抱える様々な課題の解決については、子どもの情報を有する学校と、子どもが生活する地域と、福祉行政を担う区役所の連携が必要となります。

大阪市では子どもや保護者が抱える、教育・福祉・健康などの複合的な課題に対して、適切な支援につなぐしくみを構築し、社会全体で各種施策により総合的に支援する「大阪市こどもサポートネット事業」を2017（平成29）年度から試行実施しています。

旭区では2020（令和2）年度から実施しますが、当事業により、地域はもとより、教育部門を担う学校と、福祉部門を担う区役所の連携を強め、課題を有する子どもの情報や支援の方向性について共有できる体制づくりをすすめます。

また、子どもの健全な育成を図るため、学校園（幼稚園・小学校・中学校）と地域と区役所が協力し福祉教育の充実をめざします。

さらには、障がいや理由として、生きづらさを感じることがないようにするため、自立支援協議会が中心となり、区内の学校園や保育施設との協力・連携を強化し、相談や支援を行うことができるような体制づくりをすすめ、子どもや保護者が不安を解消し、就学・進学につながるよう、広報活動を強化します。

5. 権利擁護^{*}の取組

(1) 虐待防止に向けた地域連携の推進

① 地域における虐待についての知識・理解の普及啓発

虐待は重大な権利侵害であり、自らの権利を主張し難い立場にある高齢者や障がい者、子どもの権利を擁護するためには、虐待の防止や早期発見及び適切な対応につなげることができるよう、様々な取組が必要です。

虐待の未然防止や早期発見のためには、虐待が身近に発生しうる問題であることの認識を深める必要があります。そのため、虐待について正しく理解するための研修や講習などの開催や、気軽に育児や介護に関する相談ができる窓口の周知、認知症や精神疾患についての理解を深める啓発・研修などを行い、虐待の未然防止・早期発見につながるような取組を行います。

② ネットワークの連携と情報の周知について

虐待の未然防止・早期発見・適切な対応を行うために、区役所、こども相談センター、地域、警察、包括支援センター、基幹相談センター、福祉関係の事業所、教育機関や保育施設が課題に応じて連携し、密に情報が交換できるような関係を築いていることが非常に大切です。虐待防止のネットワークが情報や支援の方向性を共有し、虐待防止に向けて円滑に連携できるよう体制の強化を図ります。

また、本人や家族からの訴えや、近隣住民や本人が通う事業所等からの通報により虐待が発覚することもあり、虐待に関する通報や相談先の連絡先を知っていれば、早期発見につながることもあります。

今後も広報紙の活用やポスターやビラの作成等により、虐待に関する相談窓口や連絡先等について広く周知します。

(2) 成年後見制度*の推進

成年後見制度*の認知度は徐々に高くなりつつありますが、未だ一般的に金銭トラブルの解消や生活環境の問題が深刻化してから利用を検討することが多く、金銭管理を中心とした活用に比重が偏る傾向にあります。

成年後見制度*は個人としての尊厳にふさわしい生活や本人の意思決定を支援するための制度であり、「保佐」や「補助」も視野に入れ、場合によっては任意後見制度*の活用も含めて、問題が表出する前段階から将来に備えた制度活用を検討することが望ましく、成年後見制度*のしくみや手続きについて分かりやすく説明できるよう、相談支援者のスキルアップを図る必要があります。また、相談窓口の明確化や制度内容の周知を図り利用を促進します。

あとがき

～新しい旭区地域福祉計画への期待と、区民の皆様へのお願い～

このたびは、旭区地域福祉計画の策定を心よりお慶び申し上げます。

現在旭区では、少子高齢化と単身化が同時に進行しています。そのなかで、「本来何らかの支援が必要でありながらそれを求めることができない、あるいは自らの意思で支援を求めない人たちを、いかに社会から孤立させずに支えられるかが社会的課題となっています。」（本文 21 ページより）というように、社会的孤立がいたるところに^{ひそ}潜んでいます。これは「自己責任」のひとことで片づけられる問題ではなく、ともすれば誰もが^{おちい}陥るかもしれない「地域全体の問題」として^{とら}捉える必要があると思います。

私は、2006（平成 18）年 4 月に策定された「旭区地域福祉アクションプラン（あさひあったかまちづくり計画）」のときから、旭区の地域福祉にアドバイザーとして関わって参りました。その経験から、旭区の最大の特長は「区民力」にあるといえます。区内では子ども、高齢者、障がい者その他さまざまな分野の福祉活動が、区民などによって実践されています。それらと行政や専門機関・団体による公的福祉サービスなどが力を合わせることによって、地域福祉が展開できるのです。

この新しい旭区地域福祉計画は、旭区の地域福祉のあり方や、今後に向けた方向性を指し示すものです。その行く手には、さまざまな困難も待ち受けていると思いますが、区民と行政が手を取り合って乗り越えてゆくことを、心より期待しております。微力ながら、私も引き続きお手伝いさせていただく所存です。

最後にひとつ、区民の皆様にお願いがございます。多くの方にとってなじみが薄いであろう地域福祉に、機会をとらえてボランティア活動に参加するなどして、まずは親しんでいただければと思います。そして、ご自身やご家族に何か必要が生じたときには、介護保険などの福祉サービスを^{ちゅうちよ}躊躇なくご活用くださいますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

梅花女子大学 文化表現学部 情報メディア学科 教授

たまおき よしのり
玉置 好徳